

計画本文 該当箇所抜粋	関係機関	現状と課題		参考資料1 ページ
		現状	課題	
第4 飼育動物診療施設・機器の整備に関する目標				
<p>本道の乳用牛及び肉用牛については、農業共済組合が主体となり、開業獣医師等がそれを補完する形で獣医療が提供されています。</p> <p>軽種馬については、農業共済組合に加えて軽種馬農業協同組合や開業獣医師等による獣医療が提供されており、企業養豚場や企業養鶏場については、それぞれの企業に所属する獣医師等がその中心的役割を担っています。</p> <p>また、飼料や動物用医薬品等を扱う畜産関係企業に所属する獣医師や、コンサルティングを行う獣医師の活躍もあります。</p> <p>こうした状況を踏まえつつ、道においては、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど畜産振興に当たって重要な課題となっている家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止のため、疾病の監視体制や事前対応型の防疫体制、危機管理体制を構築するために必要な施設・機器の整備を進めます。</p> <p>また、各地域の飼養状況や疾病発生状況等の変化に的確に対応した疾病の予防、治療及び保健衛生、さらには集団管理衛生等、産業動物における包括的な獣医療を円滑に提供するため、農業共済組合の診療施設や個人開業診療施設の計画的な整備とそれぞれの施設が有する機能及び業務の連携を促します。</p> <p>特に、診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・機器の高度化を図ることが重要ですが、過剰な設備投資を避けるため、診療施設間の連携・協力の下での機能分担を促します。</p> <p>さらに、診療施設の休廃止に伴う獣医療の偏在化も見られることから、広域的かつ長期的な観点に立って獣医療の体制整備を促します。</p> <p>主要な獣医療機関の施設・機器整備の方向は次のとおりです。</p>				
1 家畜保健衛生所				
<p>家畜保健衛生所は、地域における家畜衛生の中核機関として、また家畜伝染病発生時の防疫活動の拠点としての役割を担うことから、今後とも計画的に施設・機器の整備・高度化を図ります。</p> <p>具体的には、地域の家畜衛生推進のため臨床獣医師や家畜飼養者からの依頼に基づいて実施する病性鑑定に必要な施設・機器の整備を図るとともに、家畜伝染性疾病の診断に当たっては、法令や病性鑑定マニュアルに沿った家畜伝染性疾病的検査や診断が円滑に行われるよう施設・機器の整備はもとより、バイオセキュリティに必要な施設の整備に努めます。</p> <p>また、家畜伝染病の発生に伴う防疫措置においては、迅速な初動対応が特に重要であることから、平時より危機管理・リスク管理体制の確立を図るとともに、緊急防疫備蓄資材の計画的な整備に努めます。</p>	道	<ul style="list-style-type: none"> ・12家保にPCR装置（22台）、12家保にリアルタイムPCR装置（19台）、13家保にクリオスタット（13台）、6家保に血球計算装置（6台）等、HPAI、豚熱、ヨーネ病などの主要な家畜伝染病の防疫・病性鑑定に必要な機器を計画的に整備、更新。 ・H31年4月より、家畜保健衛生所法に精度管理が規定されたことに伴い、精度管理体制を構築。 ・庁舎更新は道財政状況から困難 ・全家保に安全キャビネット等の導入（22台）、緊急病性鑑定受入手順整理、交差汚染を防ぐための動線整理・検査室のゾーニング等によりできる範囲で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病などの検査頭数が増加する中、検査機器の更新や増設 ・少人数家保での精度管理体制の構築 	4
		<p>北海道家畜伝染病防疫対策要綱の策定（H30）、各家畜伝染病ごとの防疫対応マニュアルの整備・更新、養鶏場・養豚場における農場規模毎の防疫計画の策定・更新（H29～）、口蹄疫発生等を受け14家保に設置した緊急防疫資材庫（H13、H22）及びH28年度の清水町のHPAI発生を受け設置した日高（門別競馬場）・十勝（農業大学校）のストックポイント（H29）への緊急防疫資材の備蓄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・古い庁舎が多い中でのバイオセキュリティ対策や、施設面での精度管理への対応 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄資材の定期的な更新 ・防疫対応等未経験者の訓練等による育成等、多様な状況に対応でき、実行性の高い危機管理体制の維持 	5	
2 農業共済組合等				
<p>農業共済組合は、道内の産業動物獣医療の中核を担っており、その診療施設においては、血液生化学検査機器（ポータブルタイプを含む。）やエックス線検査装置、超音波診断装置などの獣医療の提供に必要な高度で主要な機器の整備が進んでいます。</p> <p>また、移動可能な機器についても複数の診療施設で共同利用するなどの効率的な活用が図られていることから、酪農・畜産の生産現場における迅速で的確な診断に必要な機器については、今後とも計画的な整備を促します。</p> <p>一方、地域によっては農業協同組合や法人等の診療施設が重要な役割を担っていることから、これらの診療施設についても同様に計画的な整備が促進されるよう、必要に応じて獣医療法第14条に基づく診療施設整備計画の認定及び同法第15条に基づく資金の貸付けについて情報提供することとします。</p>	北海道農業共済組合（NOSAI）	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な機器の整備は進んでいる。 ・民間の臨床検査業者を利用できない地域では、ポータブルの血液生化学検査機器等を重点的に整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した検査機器の更新 ・ハンディタイプ超音波診断装置の増設（一部地域） 	6～9
	日高軽種馬農業協同組合（HBA）	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータブルX線撮影装置、超音波診断装置等は定期的に更新 ・血液検査は民間の臨床検査業者を利用 ・二次診療に必要な施設及び検査機器は（公社）日本軽種馬協会の施設を利用（使用料を支払） 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した検査機器の更新 	10～11

計画本文 該当箇所抜粋	関係機関	現状と課題		参考資料1 ページ
		現状	課題	
3 産業動物個人開業等				
<p>個人開業は、家畜保健衛生所や農業共済組合、獣医系大学等との連携により診療施設・機器の有効活用に努めていることから、今後とも過剰な設備投資とならないよう十分配慮しながら、必要な診療施設・機器の整備に当たっては、長期低利な融資制度などについて積極的に情報提供し、その活用を促します。</p> <p>一方、企業経営による養豚や養鶏については、各企業に所属する獣医師により診療や予防獣医療行われていますが、これらについても家畜防疫や飼養衛生管理に配慮した獣医療が提供されるよう、必要な施設・機器の整備を促します。</p>	道	<p>獣医療法第15条に基づく（株）日本政策金融公庫の融資制度の活用につながる診療施設整備計画申請の認定（H23～R02年度に10件認定（日高、オホーツク）、うち9件で融資決定）</p>	<p>認知度が低いことから、今後もウェブサイト等によるPRを継続し、診療施設・機器の整備に融資を必要とする個人開業獣医師等の活用を促す</p>	12
4 小動物診療施設				
<p>小動物診療施設は、専門的で高度な獣医療の提供が求められていることから、獣医系大学との連携や民間検査機関の積極的な活用に努め、過剰な設備投資とならないよう十分配慮しながら、必要な診療施設・機器などの整備を促します。</p>	獣医師会	<p>一次診療施設において対応が難しい症例については、二次診療施設（獣医系3大学、専門科目をもつ動物病院）からの情報提供もあり、二次診療施設を紹介することが増加</p>	<p>二次診療施設は札幌近郊を中心に都市部に集中し、地方との格差が生じている</p>	13
第5 産業動物及び公務員獣医師の確保に関する目標				
1 産業動物分野における診療獣医師				
<p>獣医師法第22条に基づき届出られた産業動物診療に従事する獣医師数は、平成22年12月現在で1,048名であり、適正な獣医療を提供するための必要数はほぼ確保されています。</p> <p>このようなことから、平成32年度を目標年度とする産業動物診療獣医師の確保目標は、今後の産業動物獣医師の職域の多様化（農場コンサルティング、飼養衛生管理指導、管理獣医師等）などの動きも想定しながら、北海道酪農・肉用牛生産近代化計画の実現に向け、現行水準の維持を目標とします。</p> <p>なお、この目標を達成するため確保が必要な獣医師数は、高齢化による廃業（平成22年12月現在で50歳以上の診療獣医師数 約470名の概ね4割（約200名））や、中途退職者の動向（年約20名）なども踏まえると、今後の10年間で約200～400名になるものと見込んでいます。</p> <p>※第3次計画における産業動物診療獣医師の確保目標 H22年 1,048人 → H32年 1,050人</p>	NOSAI	<ul style="list-style-type: none"> 診療所経営の維持が困難な家畜過疎地域 診療に対応する最低限の獣医師数は確保 	<ul style="list-style-type: none"> 家畜過疎地域等では診療所経営財源の公的補助が必要 十分な数の新卒獣医師を採用することが困難 若手獣医師の早期退職の防止 産業動物獣医師を指向する学生が少ない 今後必要とされるコンサルティング、管理指導等に対応できない（獣医師数に余裕がなく、診療所経営の経済的余裕がないため） 	15～18
	HBA	<ul style="list-style-type: none"> 中途退職による欠員（定年まで勤務する獣医師が少ない） 診療に対応する最低限の獣医師数は確保しているが、二次診療を担える獣医師が不足し、昨年度一時的に受入中止。二次診療を担える獣医師を確保し、今年度より再開したが、体制が不十分であるため、原則事前予約制とし受入数は以前の1/4程度。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業動物臨床分野に対する獣医学生の理解醸成により馬の臨床獣医師の希望者を増やすことが必要 	
<p>公務員獣医師（北海道職員）の主たる業務は、農政部所属では家畜衛生や家畜防疫等、保健福祉部では食品衛生や狂犬病予防等、環境生活部では動物愛護や野生動物の保護管理等です。</p> <p>平成23年4月現在の獣医師数は、定員584名に対して488名（うち再任用や臨時獣医師31名）となっており、欠員を生じている状況にあります。</p> <p>家畜伝染病の予防や発生時の防疫対策など、今後とも的確な業務の遂行や円滑な行政サービスを提供するため、これらの業務に従事する獣医師の計画的な確保に努めます。</p>	道	<ul style="list-style-type: none"> 獣医職の処遇改善、既卒者の期中採用、試験回数・会場増設、就職説明会参加、インターンシップや見学受入・大学講義への協力等 H14年のBSE検査開始以降、欠員状態となり、最近では公務員獣医師の受験者の減少や、毎年中途退職者が一定数あり、年々欠員が増加し、慢性化して解消されない H30年度より、北海道NOSAI、北海道獣医師会、北海道家畜産物衛生指導協会、畜産試験場による情報交換会を開催し対策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 処遇改善、受験機会の増加、インターンシップの受入等を実施しても、受験者数を確保できない 北海道NOSAIとの競合 農林水産省による獣医学生へのアンケート結果では、就職先の仕事のやりがいを重視していることから、低学年から獣医学生に対する公務員獣医師の理解醸成が必要 <p>※R2年4月時点 （農政部）職員数：155名、欠員：27名 （保健福祉部・環境生活部）313名、欠員41名</p>	19～21

計画本文 該当箇所抜粋	関係機関	現状と課題		参考資料1 ページ
		現状	課題	
第6 産業動物及び公務員獣医師の確保対策				
本道において、今後とも安定的で高度な獣医療を提供していくためには、高齢化・偏在化が懸念される産業動物獣医師や、人員不足にある公務員獣医師の確保が必要であり、新規就業の促進と処遇改善による定着（離職抑制）に向けた取組を着実に推進します。				
1 獣医師の処遇改善				
<p>農林水産省から示された基本方針や、国の獣医事審議会計画部会の報告書では、獣医師の処遇改善による就業促進や離職抑制が提案されています。この処遇改善とは、単に給与水準の向上のみならず、就職後の研修体制の整備や他機関との相互交流、職場環境の整備を包括したものとされています。</p> <p>道としても、このような取組を推進し、道職員獣医師については初任給調整手当の創設や各種の就職後研修のほか、試験研究機関との交流を充実させています。</p> <p>また、多数の産業動物を飼養している北海道においては、獣医療に関し、経験できる豊富で貴重な症例や事例があることから、産学官が連携してその成果を各種学会や学術誌上で公表することで、本道において獣医療に従事する魅力や働きがいを道内外の人材に広くアピールしていきます。</p>	道	<ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員に対しては、初任給調整手当の拡充、採用時の号俸増などの給与水準の向上を実施 ・管理職手当の増、医療職（二）に8級を創設するなどの待遇改善を実施 ・女性が働きやすい環境整備のため任期付き職員制度創設 ・就職後の研修体制として、道内部の研修の他、国等の専門機関が開催する専門技術・知識を学ぶ研修の受講、調査研究のため研究機関へ派遣 ・若手～中堅職員における各種学会等での発表 ・施設の長期保全計画に基づく改修等による職場環境改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動困難等の自己都合や道内出身者が少ないためUターンによる中途退職の増加 ・家保においては欠員だけでなく大規模農場の防疫業務増加もあり、全道で応援体制を取らざるを得ない状況 ・定数が少ない時に設置された古い庁舎も多く、また、検査機器も増加し、事務所や検査室が狭小化しており、職場環境の改善が必要 	20
	NOSAI	<ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の向上を実現。 ・就職後の研修施設として研修所を整備しているほか、職場環境の整備として診療所施設を整備。 ・道内外の各種学会（家畜診療等技術全国研究集会含む）への発表者を優先的に派遣しているほか、職員の一定数を学会等へ出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の向上に伴う診療所経営の財源が確保できないため、公的補助が必要 ・女性獣医師の増加に伴い、産休育休への対応が必要であるが、診療所内のみでは対応できず、近隣診療所からの応援で対応 ・獣医師数が診療対応する最低限の人数であるため、各種学会等への参加が困難となり、また学会発表者に偏りが生じている 	22
	HBA	<ul style="list-style-type: none"> ・現組合長の理解の下、獣医師の待遇改善を進めている（採用時給与23万円） ・日本軽種馬協会の助成を受け、海外研修や海外の学会へ派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在HBAの全職員の給与総額の1/3を獣医師が占め、人件費の確保が課題。獣医師を増やした方が休みが取りやすくなるなど働き方改革につながるが、市場成績が好調のうちには対応できても、いつまでも好調であるとは限らないため、難しい ・定年まで勤務する獣医師が少なく、中途退職者の補充が必要 ・中途退職による二次診療を担える獣医師の不足 ・海外派遣はコロナ禍で中止し、再開の見通しは立たない 	
2 獣医系大学学生へのアプローチ				
<p>獣医師国家試験の合格者数は毎年1,000人程度ですが、このうち約半数が小動物診療分野に就職しており、その結果として、産業動物獣医師の高齢化や、公務員獣医師の不足が見られる傾向にあります。</p> <p>このため、北海道獣医師会と連携しながら、産業動物獣医師及び公務員獣医師の役割や魅力、処遇改善等に関する情報などを獣医系大学の学生に対して積極的に提供するとともに、実務研修の受入れやインターンシップ（就業体験）等、産業動物診療や公務員獣医師分野に触れる機会を増加させるなど、就業意欲を高揚させる取組を推進します。</p> <p>また、獣医系大学での説明会の開催や関連する専門分野の講義を通じて、学生や大学教員と直接情報交換することにより、就職希望者の掘り起こしに努めるほか、必要に応じて農林水産省の事業（獣医療提供体制整備推進総合対策事業）による獣医系学生の修学資金貸与制度の活用を促します。</p>	道	<ul style="list-style-type: none"> ・東大・岡山理科大を除く15大学の就職説明会への参加、道内3大学の依頼による特別講義等（農政部11回、保健福祉部・環境生活部8回）の機会に、道職員の役割や仕事のやりがい、処遇改善等に関する情報を提供 ・毎年農政部で10～20名、保健福祉部で40～50名程度、インターンシップ等の学生を受入れ ・とわの森三愛高校の特進コースへの特別講義、家保見学受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の学生は転居を伴う異動を敬遠する傾向 ・インターンシップの受入時期が夏休み期間に集中することや受入準備に伴う職員の負担増加 	
	NOSAI	<ul style="list-style-type: none"> ・就職説明会、実習説明会、特別講義の機会を設けて、学生にNOSAIの役割や魅力を発信。 ・北海道内農業共済組合家畜診療業務体験研修にて319名（令和元年度）の学生を受入れ。 ・9大学で16回の特別講義を開講した（令和元年度）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業動物臨床の経験ある教員が少なく、産業動物獣医療に関する学生向けの情報が少ない ・学生への旅費、滞在費の補助費用の捻出（令和元年度 約2,000万円） ・学生に対応する診療所獣医師の負担増 ・講師派遣旅費の捻出（令和元年度 約100万円） 	23～25

計画本文 該当箇所抜粋	関係機関	現状と課題		参考資料1 ページ
		現状	課題	
	HBA	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップについては、R2年度は畜大生2名を受入 ・大学への就職説明は、ただ資料を配っても埋もれてしまうので、R元年度から就職担当教官への訪問を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・HBAとして一番体験して欲しい2～6月の繁忙期に対し、国が助成する臨床研修の募集期間は7～9月であるためミスマッチ。それを解消すべく平成2年に策定した「技術員研修生に関する取扱い要領」を平成30年末に改正し、繁忙期のインターンシップ生への助成を開始。馬に興味のある学生は、自ら調べて連絡をしてくる ・大学への就職説明は今年度はコロナ禍で中止。ウェブサイトへの動画掲載等、代替手段の検討が必要 	
	獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道獣医師連盟と連携し、公務員獣医師・産業動物臨床獣医師の処遇・住居環境改善による人材確保、女性獣医師の就業環境の整備等に関する要望書を自民党道連に提出 ・獣医学術北海道地区学会の開催、北海道獣医師会雑誌やウェブサイトへの求人情報の掲載等により、獣医学生にも産業動物獣医師、公務員獣医師の活動・募集状況を情報提供 ・道内3獣医系大学の卒業式に出席し、産業動物・公務員獣医師の仕事についてもPR ・夏休みに動物のお医者さん体験教室を開催、将来獣医師を目指す小学生（及びその親）への啓蒙 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業動物臨床を希望する新卒獣医師は一定数存在するが、数年以内での転職者が近年目立つ ・酪農畜産地帯は生活利便地でないため、職員住宅等の整備をNOSAIや行政に働きかけている 	
3 未活用人材へのアプローチ				
<p>獣医師の不足や職域及び地域的な偏在の解消に向けては、離職や休職等により獣医事に従事していない獣医師の活用が即効性のある有効な取組であることから、未就職既卒者や獣医事に従事していない獣医師（H22.12.31現在 全国に約4,000人、道内に約400人）に対する働きかけを積極的に推進することとし、就業に関する情報提供はもとより、採用試験の年齢制限の緩和や複数回の実施など、募集要件の緩和により就職しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>また、北海道獣医師会が主体となって運営されている、求人求職に関する情報の一元管理と就職支援を行う「獣医師バンク」の効果的な活用を促します。</p>	道	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限を50歳→58歳に緩和 ・採用試験を年2回→8回に増加、受験会場も札幌だけでなく、R2年度は東京、大阪、八戸、帯広を設定 ・募集情報を道庁ウェブサイトの他、北海道及び日本獣医師会ウェブサイト、農家の友等の雑誌に掲載 ・育児を一段落した女性獣医師の採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・転居を伴わない部間異動の検討 ・北海道NOSAIとの競合等により、受験者数が減少 	
	NOSAI	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトや家畜診療誌で求人を掲載しているほか、大学教官へ働きかけている。 ・募集要件に『年齢制限なし』と明記している組合もあり、就職しやすい環境整備に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既卒応募者が少ないこと ・女性獣医師等就業支援研修事業は、就職前の臨床未経験者のみ対象であり、就業後の研修及び子育てを終えた女性獣医師の復職後の研修には利用できないこと 	
	獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・「獣医師バンク」の構想はあったが、産休・育休後の再就職希望者の有無の情報が少ない、地方ではNOSAIが独自にOBの掘り起こしを行っている等の理由により、実現していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・65才定年延長に向けて人員不足の傾向にある ・常勤雇用以外でも労働意欲のあるOB獣医師への啓蒙 	
第7 獣医療に係る技術の向上に関する事項				
適切な獣医療の提供や多様化するニーズへの柔軟な対応、関係法令の遵守の観点から、道内の獣医師が、新たな技術や知見を習得するため、次に掲げる各種研修を獣医系大学や関係機関・団体とともに実施します				
1 臨床研修				
<p>獣医師法第16条の2において、診療を業務とする獣医師は、獣医系大学やその附属施設及び農林水産大臣の指定する臨床研修施設において、臨床研修を行うよう努めることとされています。このため、これら研修施設や関係機関・団体との連絡調整を図り、道内の獣医師が円滑に研修できるよう努めます。</p> <p>また、農場管理獣医師の養成や農場HACCPの導入といった取組が求められていることから、これらに対応できる獣医師の育成を図るため、各種研修会の開催等の情報提供を行います。</p> <p>一方、小動物分野に従事する獣医師に関しては、北海道獣医師会等における研修会の受講を働きかけるなどして、本道における獣医療水準の向上に取り組めます。</p>	NOSAI	<ul style="list-style-type: none"> ・研修所でNOSAI獣医師を対象とする卒後臨床研修として1年目研修（診療技術の研修）、3年目研修（仕事の疑問を解消）、5年目研修（診療技術の研鑽）、10年目研修（疾病予防技術の習得）、20年目研修（リーダー能力醸成）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修を担う人材の育成 ・臨床研修に要する診療機器（全身吸入麻酔装置等）の整備 	26
	HBA	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は軽種馬協会の新卒獣医師を9月～翌年8月までの1年間HBAで受入れ、研修させていたが、現在は人的余裕がなく受入中止 ・獣医系大学や軽種馬協会への講師派遣についても同様 ・開業獣医師から依頼を受け、若手獣医師のレポジトリの研修を受け入れることはある 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次診療を担う人材の育成 	

計画本文 該当箇所抜粋	関係機関	現状と課題		参考資料1 ページ
		現状	課題	
※道内の大臣指定診療施設（産業動物）：NOSAIの研修所及び各診療所、HBA静内診療所	獣医師会	北海道内に小動物分野での獣医師免許取得後の臨床研修施設はない。大学での研究生制度、各病院での研修で臨床技術を習得	・開業医の中にも二次診療、専門医あるいは救急対応病院として地域に貢献している者がいる ・共同で臨床研修を行う制度の検討	
2 高度研修				
道は、国や各種試験研究機関が開催する口蹄疫等重要な家畜伝染病の予防・まん延防止のための技術や「One Health」の考え方に基づく新たな研究成果等の講習会や研修会を職員に受講させるとともに、道内においても地域伝達研修会を開催するなどして地域への高度な知識や技術の普及を図ります。	道	・農林水産省主催で動物衛生研究部門で開催される家畜衛生研修、厚生労働省が所管する国立保健医療科学院で開催される生活衛生分野研修等への派遣 ・各種団体の講習会・研修会への派遣、調査研究のため大学等研究機関への派遣	・高度研修派遣者の中途退職	27
農業共済組合等の診療組織は、所属獣医師が、組織内の研修会や道が実施する地域伝達研修会などを通じて、知識や技術の一層の向上が図られるよう努めます。	NOSAI	研修所はNOSAI獣医師を対象とする卒後臨床研修として 1年目研修（診療技術の研修）、3年目研修（仕事の疑問を解消）、5年目研修（診療技術の研鑽）、10年目研修（疾病予防技術の習得）、20年目研修（リーダー能力醸成）を実施	・高度研修を担う人材の育成 ・NOSAI獣医師の研修等への参加が数年間に1回程度となる等、研修の頻度が少なくなること	28
北海道獣医師会などは、関係学会や獣医療に関する各種研修会を開催するとともに、獣医療に関する情報の効果的な提供に努めます。	HBA	・海外研修へ派遣	・コロナ禍によりR2年度は中止、再開目途立たず	
	獣医師会	・本部主催で放射線、小動物、管理獣医師、公衆衛生講習会を開催 ・支部主催で小動物、産業動物、食検、新技術講習会を開催 ・大学・試験場研究者等を支部主催講習会の講師に招き、新知見・研究業績の取得 ・北海道地区学会では産業動物・公衆衛生分野で100題以上の発表がある。	・一般講習会と同様、出席者の確保が課題 ・本州からの講師招聘、交通費などコスト負担、研修会参加の際、広域からの獣医師の移動など負担が大きい ・リモート研修会実施体制の整備	29～32
3 生涯研修				
獣医師は、その職責を全うするため、常に最新の技術や獣医療をめぐる情勢等に関する知識を習得することが求められています。各獣医師による日々の研鑽に加え、日本獣医師会が実施している獣医師生涯研修事業への参加を促進し、獣医師としての自覚やそのモチベーションを維持・向上されるよう努めます。	獣医師会	獣医師会主催以外の講習会等でも生涯研修の適用希望があれば後援し、対象としている。	自己研鑽にはつながるが、専門領域の認証がない等により希望者が少ない	
第8 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項				
1 人と動物に関する知識の啓発・普及等				
北海道獣医師会などと連携し、道内の獣医師に対して飼育動物の健康増進や動物飼育に当たって必要な情報の提供に努めるとともに、道民に対しては動物愛護や野生動物の保護管理等に関する倫理の向上が図られるよう努めます。				
(1) 産業動物分野 安全性や品質に優れた道産畜産物の安定生産に向けて、家畜飼養者に対する家畜衛生に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努めます。	道	・関係機関、家畜飼養者に対する家畜衛生情報の発信（定期、号外） ・飼養衛生管理基準遵守の巡回指導（鶏、豚は毎年、牛は大規模農場は毎年、それ以外は法定検査時に実施） ・動物用医薬品等の畜産物への残留事例、抗菌性物質の慎重使用について、家畜飼養者、関係機関に啓発	・飼養衛生管理基準は、道だけでなく、各地域の自防組織等関係機関と連携した指導体制の構築が必要	33～34
	NOSAI	農業共済新聞、組合会報、組合ウェブサイト、畜産専門誌等を介して啓発・普及を努めているほか、獣医師をNOSAI勉強会、関係機関（JA、改良組合、婦人部等）主催の勉強会へ講師として派遣し啓発・普及に努めている。	・講師派遣、NOSAI勉強会等の経費	
	獣医師会	・若手獣医師を中心にテーマを選択した講習会を開催し、卒後教育の充実を図っている ・農場HACCP講習会等を後援し、指導員等の育成推進に協力	・NOSAIは診療所の合併統合等もあり、出席者の確保が難しい ・家畜飼養者は、休日の確保による現場仕事への負担が大きく、出席が難しい	29～32

計画本文 該当箇所抜粋	関係機関	現状と課題		参考資料1 ページ
		現状	課題	
(2) 小動物分野 北海道獣医師会等による小動物の適切な健康管理や人と動物の相互の幸福を実現するため、飼養者に対する衛生知識の啓発や普及を促進するほか、獣医師によるインフォームド・コンセントを意識した対応や獣医師間の連携を促進します。	道 (環生)	動物愛護週間（例年9月20日から26日）などにおいて、獣医師会や動物愛護団体、関係学術機関（獣医系大学、動物関連専門学校）と連携協力して、普及啓発行事を開催。 ※令和元年度：全道で25イベントを開催、24,693名の道民が参加	・関係者と連携した対応の継続	35～39
	獣医師会	・本部および各支部において、北海道、各NPOとの共催、関係企業の協力の下、動物愛護週間を中心に啓発活動を実施 ・飼育放棄等の問題が表面化してきており、高齢化、世帯収入の減少など様々な問題があるが、殺処分ゼロを目標に掲げる行政の努力とNPOの取組みによって何とか最小限の処分になっている ・ワンヘルスの下、医師会と連携し、市民フォーラム、市民公開講座により人獣共通感染症等の正しい知識を啓発 ・人獣共通感染症であるダニ媒介性脳炎対策事業として、浸潤状況調査のため道内の小動物病院に対し北海道大学への検体提供を協力依頼	・少子化・高齢化の中で、小動物飼育を通して、人の健康、精神衛生に寄与していることの理解醸成 ・インフォームに十分な時間が取れるよう、獣医師以外の診療スタッフの育成 ・令和4年に愛玩動物看護師法が施行。現在動物看護職として活躍しているスタッフが国家資格をスムーズに取れるようなバックアップ体制の構築 ・国家資格化により動物看護師の地域格差が生じる可能性	
2 チーム獣医療提供体制の普及				
獣医療の高度化や多様化に対応するためには、動物看護職、検査技師、家畜人工授精師、削蹄師、装蹄師等の他分野専門職との連携や協働による「チーム獣医療」の必要性が高まっていることから、関係機関・団体と連携しながら、その提供体制の整備普及に努めます。	NOSAI	NOSAI獣医師は、家畜人工授精師、削蹄師等の他分野専門職と適宜連携している	家畜共済制度は獣医師による診療のみ保険給付しており、他分野専門職による作業は保険給付されないため、その協働を賄う財源が限られていること	40
	獣医師会	・道内にある約400軒あまりの小動物病院の約7割が一人獣医師であり、ほぼ全てに動物看護職スタッフがいて欠かせない存在 ・大学においてはさらに薬剤師、放射線技師が配置されている場合もある。	・令和4年に愛玩動物看護師法が施行。現在動物看護職として活躍しているスタッフが国家資格をスムーズに取れるようなバックアップ体制の構築 ・動物看護師育成大学および専門学校が道内に集中しており、地方への就職が少なければ地域格差が生じる可能性	
3 アニマルウェルフェアの視点に立った獣医療の提供				
動物の幸福や福祉を意味するアニマルウェルフェアは、動物の適正飼養に関する重要な考え方です。ペットなどの小動物分野に限らず、産業動物分野でも、アニマルウェルフェアを「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義して取り組んでおり、こうした取組を通じ家畜が本来の能力を発揮することで、生産性や品質の向上が期待されます。 獣医師の活動分野においても、疾病予防や的確な診断、迅速な処置、飼養管理指導等に当たっては、アニマルウェルフェアに十分配慮した獣医療の提供に努めます。	獣医師会	・アニマルウェルフェアに関する講演会を後援		
4 広報活動の充実				
北海道獣医師会など関係機関・団体と連携し、適切な獣医療の提供に必要な情報の収集に努めるとともに、道内の獣医師に対し情報提供します。	道	・獣医師会、北海道NOSAI等関係機関・団体の協力のもと、道内の獣医師に対し獣医事に関する情報提供を実施 ・道のウェブサイトにも獣医事に関する情報を掲載		
	獣医師会	・毎月発行する北獣雑誌において学術部門と会員情報を掲載（国内では北獣が唯一毎月発行） ・その他、北獣会ウェブサイト、北海道小動物獣医師会会員向け雑誌、各学会会員向け雑誌など	・紙媒体のものが多く、一人一人に届くようインターネット配信の推進	

計画本文 該当箇所抜粋	関係機関	現状と課題		参考資料1 ページ
		現状	課題	
5 災害発生時及び非常時における獣医療の提供				
北海道獣医師会や関係機関と連携し、自然災害時等に保護された飼育動物の健康管理や治療等の獣医療の提供に努めます。	道 (環生) 獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年、北海道獣医師会や日本愛玩動物協会など「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結 平成30年、北海道胆振東部地震においても、北海道獣医師会や日本愛玩動物協会、札幌市などと連携してペット救護対策協議会を立ち上げ、被災動物の救護活動（健康管理、一時保護、義援金募集、支援物資受付等）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携した対応の継続 ※協定内容の精査など 非常時における被災動物の緊急収容が困難などの課題を踏まえた体制の検討 	41～47
6 野生鳥獣への対応				
傷病鳥獣については、野生動物保護の観点から、北海道獣医師会や動物園、臨床獣医師と連携して獣医療の提供や自然復帰を促進します。	道 (環生) 獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護ネットワークを活用した傷病鳥獣の保護収容、治療、リハビリテーションを実施 ※協力動物病院数（R01）62、傷病鳥獣保護収容数（H30）鳥類286 獣類28 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者（道、指定診療施設、動物園等）と連携した対応の継続 動物愛護関係団体との連携を積極的に行うためには行政のリーダーシップが必要 	48